

平成 22 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 22 年 6 月 4 日第 4 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠 長	副市長	横山 昭
教育長	渡辺 徹	総務部長	齋藤 隆一
市民福祉部長	木内 利雄	産業建設部長	佐藤 家一
教育次長	佐藤 知公	ガス水道局長	阿部 誠一
消防長	下居 和夫	会計管理者	森 鉄也
総務部総務課長	阿部 均	企画情報課長	齊藤 均
税務課長	齋藤 利秀	市民課長	竹内 規悦
健康推進課長	鈴木 令	農林水産課長	金子 勇一郎
産業建設部管理課長	渡辺 講	建設課長	佐藤 正
教育委員会総務課長	長谷山 良	社会教育課長	齊藤 栄八
ガス水道局管理課長	佐藤 勉	消防本部消防次長兼総務課長	阿曾 時秀

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成22年6月4日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第4号 繰越明許費の報告について
- 第5 報告第5号 事故繰越しの報告について
- 第6 議案第42号 監査委員の選任について
- 第7 議案第43号 平成22年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
- 第8 議案第44号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第45号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第46号 にかほ市風致地区内における建設等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第47号 土地の処分について
- 第12 議案第48号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第13 議案第49号 平成22年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第50号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第15 議案第51号 平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議提第8号 にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（佐藤文昭君） それでは本日の会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成22年第4回にかほ市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、3番奥山収三議員、4番佐々木弘志議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（18番佐藤元君）登壇】

議会運営委員長（佐藤元君） それでは、本定例会の会期について御報告いたします。

5月28日金曜日、午前10時から議会運営委員会を開催しました。

その結果、会期はお手元に配付の会期日程（案）のとおり、本日6月4日から17日までの14日間で提案しておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、総務部長の出席を求め、議案の概要について説明を受けております。これを受けて、委員会の開催日を6月14日から16日までの3日間としております。

今回の一般質問は7名ですので、6月8日が4名、9日が3名を予定しております。

なお、全員協議会を6月11日と17日の本会議終了後に開催する予定です。案件は、議員研修について、議会基本条例の今後の進め方についてのほか報告事項がありますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月17日までの14日間に決定しました。

日程第3、行政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの6月定例会、よろしく願いをいたします。

それでは市政報告をいたします。最近の市政について御報告をいたします。

初めに、平成21年度の一般会計・決算見込みについてでございます。

歳入が約167億6,200万円、歳出が約163億7,900万円で、おおよそ3億8,300万円の黒字決算となる見込みであります。

平成22年度の課税状況について申し上げます。

軽自動車税の調定額は5,740万円で、平成21年度当初と比較し1.3%、約70万円の増。固定資産税の調定額は15億8,960万円で、平成21年度当初の調定額に比較し3.2%、約5,320万円の減となっております。

個人市民税については、調定額が確定している給与からの特別徴収分のみ申し上げますが、約6億4,800万円で、平成21年度当初の調定額に比較し12.2%、約9,000万円の減となっております。なお、個人市民税の普通徴収分及び年金からの特別徴収分が確定するのは、6月中旬ころとなります。

次に、滞納整理の状況であります。厳しい経済情勢下において平成20年度以前の滞納繰越分の徴収率は、国民健康保険税を含む市税全体で11.9%、対前年度比3.6%、約1,570万円の減となっております。今年度においても、県とのタイアップや、本年度設立しました秋田県地方税滞納整理機構と連携し、徴収体制の強化を図ってまいります。

しかしながら、まだまだ厳しい状況にあり、納税が困難になっている納税者の増加も懸念されております。引き続き納税相談も合わせて行いながら、市民への納税意識の高揚と収納率の向上に努めてまいります。

ふるさと納税についてであります。

昨年度は県内市町村で件数が最も多い100名の方から御寄附いただき、総額で336万6,000円となりました。寄附金は「みらい創造基金」に積み立て、御寄附いただいた方々から希望のありました事業に使わせていただきますが、今年度はその一部を活用し、山根館の環境整備として段階の整備を行います。

にかほ市次世代育成支援行動計画についてであります。

将来の社会を担う子供たちが健やかに育つ環境整備づくりを推進するため、今年度から平成26年度までのにかほ市次世代育成支援行動計画（後期計画）を3月末に策定しております。

次に、学童保育クラブについてであります。

小学校1年生から3年生までの児童に対し、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）を行い、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図っております。

学童保育クラブは、市内に5カ所（仁賀保地域2カ所、金浦地域1カ所、象潟地域2カ所）あります。現在、小出小学校の児童については院内・学童保育クラブを利用しておりますが、小出小学校の学童保育クラブ設置についてPTA連合会等から要望があり、次世代育成支援行動計画におい

ても1小学校区に1クラブの設置を目標としておりますので、小出保育園に設置したいと考えます。関係予算を補正計上しておりますので、よろしく申し上げます。

子ども手当についてであります。

子ども手当は、子供たちの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校終了までの子供一人につき月額1万3,000円を親等に支給する制度であります。

既に児童手当を受給されている方については新たな手続は必要はありませんが、認定請求の手続の必要な方(607名)については、4月末までに請求申請を受理しております。支払い時期は6月、10月、2月の3回となります。

子宮頸がん予防HPVワクチンの助成についてであります。

子宮頸がんは、人から人へのHPV(ヒト・パピローマ・ウイルス)の感染が主な原因とされています。

近年、罹患率・死亡率とも若年層で増加の傾向にあり、このウイルス感染を予防するワクチンが昨年10月に国の承認を受けたことにより、任意の予防接種が可能となりました。県内では、潟上市・由利本荘市がワクチン接種に係る助成を行っているところでありますが、当市でも市医師会と協議の結果、中学1年生から3年生の女子生徒のワクチン接種に対して接種費用の2分1の助成を行います。関係予算を補正計上しておりますので、よろしく申し上げます。

生活保護の状況についてであります。

平成22年3月31日現在、にかほ市の生活保護受給者は122世帯188人で、前年同期と比較して世帯数は同じですが、人数では6.8%、12人の増となっております。平成21年度中に面接相談を行った件数は延べ105件で、保護の申請に至ったのが41件であります。そのうち新たに保護を開始したのが27件となっており、いずれも前年度を上回っております。保護開始の理由では、手持金や預貯金の減少によるものが18件と3分の2を占め、次いで病気やけがによるものが5件となっております。これまで相談に来られた方は、就労できずにいる稼働年齢層や業績不振に陥った個人事業主、高齢者世帯などからの相談が目立っております。地域経済は回復基調にありますが、雇用など市民生活は依然として不安要素を抱えており、今後、雇用保険の受給が終わった離職者からの相談数の増加が予想されます。引き続き利用可能な制度の紹介等を含め、市民生活の維持・向上と自立の助長に向けて迅速にきめ細やかに対応してまいります。

障害者福祉関連についてであります。

障害者自立支援法にかわる新たな総合的制度が創設されるまでの措置として、本年4月から福祉サービスと補装具給付において所得区分が低所得に属する利用者の自己負担が無料となりました。それに伴い、当市では、地域生活支援事業の日中一時支援事業や日常生活用具給付について、同じく所得区分が低所得に属する利用者の自己負担を無料にしております。

なお、今回、自己負担軽減策の対象とならなかった所得区分が「一般」に属する利用者の負担については、これまでどおり市独自の軽減策により利用者の負担軽減を図ってまいります。

また、県が本年4月から、身体障害者手帳交付の対象とならない軽・中度の聴覚障がい児に対して、補聴器購入費用の3分の1を助成する難聴児・補聴器購入費助成事業を実施しております。市

も県と同率の3分の1のかさ上げ助成を行い、利用者の負担軽減を図ってまいります。

さらには、ゼロ歳から小学校就学前の乳幼児で障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを利用する場合の利用者負担について、その2分の1を助成する「すこやか療育支援事業」を実施し、利用者の負担軽減を図ってまいります。

いずれも4月1日から適用することとし関係予算を補正計上しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、農業についてであります。

本年度、新たに戸別所得補償モデル事業がスタートしました。当事業は自給率向上を図るため、意欲ある農家が水田農業を継続できるための土台を整えることを目的としたもので、水稻作付面積に対し交付金が支払いとなる米のモデル事業と、いわゆる転作作物に支払いとなる自給率向上事業の二本立てとなっております。いずれも全国一律の単価で、国から農家の皆さんへ直接交付金の支払いとなります。

これまでと制度が大きく変わったことにより、大豆やそばの集団転作や地域独自の作物振興など、これまで農家の皆さんと関係機関が一緒になって築き上げてきた取り組みに深刻な影響が懸念されておりましたが、国による激変緩和措置や県や市による緊急支援もあり、昨年並みの取り組みが維持される見込みとなっております。農家の皆さんが持続的な営農継続を図るために本モデル事業のメリットを最大限活用することができるように、現在、にかほ市水田農業推進協議会が中心となり、加入申請に向けた啓発と手続を行っているところであります。

一方、本市農業においても新たな担い手確保が大きな課題であります。そのことから本年度、後継者育成などに長年の経験と実績のある方1名を新たににかほ市就農アドバイザーとして委嘱しております。就農アドバイザーの方には、新規就農者の掘り起こしはもちろんですが、若い農業者を育成するための環境づくり、農業が将来にわたり魅力的な産業として働き続けることができる場となるための提言などもお願いしており、日々、若い農業者や花き栽培農家などを巡回しコミュニケーションを深めながら、活動を始めております。

次に、水産についてであります。

つくり育てる漁業の推進のため、アワビ種苗放流と合わせ、金浦赤石地先に天然のアワビ漁場を補完し、漁場を拡大する築礎を平成16年度から平成24年度までの3期9年間の計画で進めておりました。3期目の初年度に当たる本年度も計画どおり実施するため国庫補助事業採択の要望をしておりましたが、国の予算規模縮小で事業採択となりませんでした。このことから本年度の事業執行は難しく、本定例会に予算の減額を提案しておりますのでよろしくお願ひいたします。

なお、本事業は漁業振興上必要なものと考えておりますので、次年度以降の事業採択に向けて要望活動を展開してまいります。

にかほ市観光開発株式会社の運営状況についてであります。

ねむの丘の利用状況は、現状の社会・経済情勢の影響を受けて市外利用客の減少などで、入浴者は前年上期 — 平成20年10月～平成21年の3月まででございますが、対比で8.8%の減となっております。純売り上げでは前年同対比で5.8%の減となっており、今後、経費の節減を進めなが

ら新規顧客の掘り起こしや誘客セールスなどを多角的に展開し、経営の安定につなげてまいります。

また、はまなすはJR企画などの会食や会社関係の利用者の減などにより、入浴や宿泊の利用者が前年同対比で1%の減となり、売り上げでは前年同対比で7.3%の減となっております。

ゴールデンウィーク中の観光客入り込み状況についてであります。

全般的に天候に恵まれたことや、昨年と同様に高速道路の休日割引制度によるETC効果から遠隔地からの観光客増で、ねむの丘の利用者は前年同対比1.8%の増、当市の観光スポット全体では前年同対比で1.4%増の14万5,000人となっています。

次に、まるごと班の設置についてであります。

農林漁業と商工業、観光業との連携による第6次産業を創出し地域産業の活性化を図るため、観光課内にかほ・まるごと班を設置しております。現在、県内外関連事業の事例や情報収集に努めておりますが、関係課及び各種団体と連携して、グリーンツーリズムの受け入れ体制整備や特産品の開発並びに販路拡大などに結びつくよう積極的に取り組んでまいります。

にかほ市旅館ホテル業組合の設立についてであります。

象潟地区の魅力ある滞在型観光を目指し象潟町旅館業組合として事業展開してはりましたが、市内全体の組織拡大を図り、情報交換の場を創出し、集客拡大を目的にかほ市旅館ホテル業組合が5月10日に設立されました。今後は、イベントの協力協賛など観光振興に対する積極的な取り組みや連携による事業展開で、宿泊客の増加を目指すことにしております。

次に、新卒者等の雇用状況についてであります。

本市在住で本荘由利地域及び酒田市の一部高校に通学し、今春卒業した生徒の3月末就職内定状況ですが、就職を希望していた76名は全員内定を受けております。ハローワーク本荘管内全体での内定率は4月末で97.1%、前年同で97.8%、0.7%下回っております。

一方、3月末現在の有効求人倍率は秋田県全体で0.39倍、ハローワーク本荘管内は0.34倍となっており、いずれもここ1年上昇傾向にあります。特にハローワーク本荘管内での0.34倍は、前月0.3倍に続き、一昨年12月以来の0.3倍台となっております。これらのことから依然厳しい雇用環境の中にあっても、徐々にではありますが持ち直しの動きが感じられます。

なお4月19日現在、ハローワーク本荘におけるにかほ市民の求職登録者数は651名で、前年同期の875名に比べ、224名の減となっています。

由利地域生活福祉・就労支援協議会の設置についてであります。

現下の厳しい雇用環境の中、住宅や生活に困窮する離職者の住宅確保、生活支援及び就労支援を行うため、ハローワーク本荘を含む管内関係機関の福祉部門、雇用部門で構成する由利地域生活福祉・就労支援協議会が5月10日設置されました。これを受けて5月24日、ハローワーク本荘において協議会主催の求職者生活・就労支援合同相談会が開催されております。今後とも関係機関の連携・協力を図りながら支援体制を強化してまいります。

次に、白瀬日本南極探検隊・百周年記念事業についてであります。

昨年度より3年間にわたる百周年記念事業を実施し、白瀬島の偉大さを県内外に紹介してきておりますが、今年はお出航百周年記念事業として南極観測船「新しらせ」の秋田港寄港や開南丸出航百

周年記念として県民ミュージカルの制作などを予定しております。多くの市民の皆さんのサポートをお願いします。

次に、コミュニティバスの試験運行についてであります。

4月1日より廃止路線となりました羽後交通の4路線にかわり、新たににかほ市コミュニティバスとして、上郷線、大竹線、釜ヶ台線の試験運行を開始しました。このバスは、市民の皆さんが市内の学校や公共施設、病院などにできるだけ利用しやすい時間帯とし、また、これまでバスが通過しなかった集落もルートに入れるなど、市民生活を支える新たな公共・交通機関として運行しております。試験運行期間を1年間としておりますが、利用者をはじめ市民の皆さんの御意見等を踏まえながら、本格運行に向けて利便性の高いコミュニティバスになるよう努めてまいります。

快適な生活環境づくりについてであります。

4月から受け付けを開始した住宅リフォーム支援事業は、5月末現在で97件の申請があり、補助金額にして758万5,000円となっております。この事業の目的でもある住宅投資の波及効果を高めるために補正予算を計上しておりますので、よろしく申し上げます。

また、火災に遭った市営住宅高森1棟3世帯の再建築工事を実施するため、補正予算を計上しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、ふるさと定住促進事業についてであります。

秋田県の事業である2地域居住促進ツアーが、4月23日から1泊2日の日程で実施されました。参加された25名の方は、本市の恵まれた自然環境だけではなくTDKや白瀬中尉、松尾芭蕉など本市の偉人や歴史にも深く関心を持ち、冬期間への不安の声も聞かれましたが、定年後の定住候補地として大変好評でありました。

次に、国際交流事業についてであります。

姉妹都市等との国際交流事業については、アナコーテス市から中学生11名、引率者3名の計14名が7月29日から8泊9日の日程で、ショウニー市からは中学生8名、引率2名の計10名に加え、姉妹都市交流20周年記念市民訪問団10名の総勢20名を8月3日から5泊6日の日程で受け入れします。また、ショウニー市との姉妹都市交流20周年を記念する市民訪問団10名が6月25日から8日間の日程で渡米し、ショウニー市では4泊のホームステイを通して、さらなる友情と交流を深めてまいります。

友好都市、諸賢市との交流については、8月5日に高校生8名、引率3名の交流訪問団が7泊8日の日程で訪問します。相互訪問交流による学生の派遣事業は初めてとなりますが、参加する市内在住の高校生が現在訪問に向けて研修を重ねております。

次に、不登校傾向にある児童・生徒への対応についてであります。

市の小・中学校において不登校傾向にある児童・生徒の数は、ここ2年から3年、20名を超えています。欠席日数が50日を超え、ほとんど学校に登校できないでいる児童・生徒も少なくありません。市では、このような子供たちが登校することについて少しでも前向きに考えられるように、積極的に登校を促していく対策に取り組みたいと考えています。その一つとして、不登校児童・生徒の対応に豊かな経験を持つ専門の方1名を非常勤職員として配置し、ほとんど登校できないでいる

児童生徒に対して、学校・家庭と連携を図りながら家庭訪問等を通して登校刺激を与え、改善を図っていかうというものであります。現在、不登校児童・生徒の情報把握に努めながら7月から実施できるよう準備を進めているところであります。

「チャレンジデー2010」についてであります。

毎年5月の最終水曜日に、参加登録された自治体や地域同士でスポーツに取り組んだ住民の参加率を競い合う「チャレンジデー2010」が5月26日に開催されました。今年の実戦相手は岩手県の大槌町で、にかほ市は参加者が1万1,238人で39.5%の参加率、大槌町が参加者1万412人の66%でありました。勝敗は残念な結果となりましたが、雨の中、昨年を上回る多くの方から参加していただきました。今後も生涯スポーツの一環として市民の健康づくりやコミュニティづくりを行い、市民が一体となれるスポーツイベントの一つとして続けていきたいと思っております。

社会教育施設の耐震診断・耐震化計画についてであります。

平成21年度に社会教育施設の7施設について2次診断を実施しました。診断結果、補強が必要とされた施設が6施設、補強が不要と診断された施設が1施設となっております。今後は補強の必要性の高い施設から年度計画を立てて補強工事を進めてまいります。

都市対抗野球予選大会についてであります。

6月4日、きょうから秋田県大会が、25日から東北大会が山形市において開催されます。毎年、TDKでは東北大会に応援バスを準備し、TDK関係者による東北大会の応援を行ってきました。この応援バスに市民から乗車についての問い合わせが数多くあり、今回、TDKと連携し市民の方もバスに乗車し応援できるよう広報にて募集することにしました。なお、市民の乗車については費用の一部を市が負担することとしております。

最後に、横山副市長の退任についてであります。

平成22年6月5日をもって任期満了となる横山副市長が、後進に道を譲るため退任することになりました。横山副市長には、合併後の4年間、にかほ市の市政発展のために御尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。長かったようで短い4年間であり、その間いろいろな出来事がよみがえります。本当に御苦労さまでした。今後とも市政に対する御支援と御協力、そして御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

なお、後任の副市長の選任議案については本議会中に追加提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で市政報告といたします。

議長（佐藤文昭君） これで行政報告を終わります。

日程第4、報告第4号繰越明許費の報告についてから日程第15、議案第51号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの12件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提出しております議案の要旨について申し上げます。報告第4号繰越明許費の報告についてでございます。平成21年度にかほ市一般会計予算で繰越明許

費の議決をいただいたコミュニティバス待合室整備事業ほか28件並びに平成21年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算で繰越明許費の議決をいただいた公共下水道事業について、繰越計算書のとおりとなりましたので報告するものであります。

報告第5号事故繰越しの報告についてであります。平成21年度の事業であります漁業経営構造改善事業におきまして、年度内に事業が終わらなかったため、やむを得ず事故繰越しとして翌年度に繰越をするものであり、繰越計算書のとおりとなりましたので報告するものであります。

次に、議案第42号監査委員の選任についてであります。にかほ市監査委員に竹内睦夫氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。なお、履歴を添付しておりますのでよろしくをお願いいたします。

議案第43号平成22年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認についてでございます。平成21年度にかほ市老人保健特別会計の歳入歳出差引額が357万8,742円の歳入不足となったため、地方自治法の規定に基づき繰上充用を行い、専決処分をしたものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ536万3,000円と定めたものでございます。

議案第44号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定でございます。地方税法等の一部改正が平成22年3月31日に公布され、扶養控除等の改正が行われたため、にかほ市税条例の一部を改正するものでございます。

議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方税法等の一部改正が平成22年4月1日に施行され、限度額の引き上げや失業者に対する課税特例などの改正が行われたため、にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第46号にかほ市風致地区内における建設等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定でございます。条例の中の風致地域内における建築等の行為について、市長の許可を要しない法人から平成22年3月31日に解散となった秋田県住宅供給公社を除くものでございます。

議案第47号土地の処分についてでございます。一般国道7号象潟仁賀保道路用地として国土交通省秋田河川国道事務所に8万475.03平方メートルを1億3,105万2,958円で売却するものでございまして、にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについてでございます。一般会計から公共下水道事業特別会計への繰入限度額は3月議会において4億9,900万円と定めておりますが、今回の補正で工事請負費及び用地取得費を増額補正するため、それに伴い繰入限度額を1,200万円増額の5億1,100万円に引き上げるものでございます。

議案第49号平成22年度にかほ市一般会計補正予算(第1号)についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,279万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億479万円とするものであります。

歳入の主なものとしては、国庫支出金では、新学習指導要領改訂に伴い理科教育設備整備費等補助金に264万円、小出小学校体育館や仁賀保・金浦・象潟体育館耐震補強工事実施設計に伴う住宅建

物安全ストック形成事業補助金に202万1,000円を計上しております。県支出金では、事業量の増加により今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業補助金が297万7,000円の追加、国の事業仕分けによる事業縮小により漁業経営構造改善事業費補助金が500万円の減額となっております。財産収入では、国土交通省による高速道路用地の買収等により不動産売却売払収入に1億3,220万6,000円、支障物件等の補償費を602万2,000円計上しております。また、諸収入では、今年2月7日に失火により焼失した市営住宅高森8号棟建物災害共済金に2,814万円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしては、金浦地区の入会地交付金に8,391万1,000円、ショウニー市姉妹都市交流20周年記念市民訪問団受け入れ事業補助金に106万5,000円、新たに創設する小出学童保育クラブ委託料に128万6,000円、市内の中学1年生から3年生までを対象にした子宮頸がん予防接種委託料に288万円、事業量の増加に伴い今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業補助金に544万6,000円、住宅リフォーム支援事業補助金に500万円をそれぞれ増額し、市営住宅高森8号棟新築工事に3,184万円、仁賀保・金浦・象潟各保育館の耐震補強工事実施設計委託料に合わせて288万6,000円などを追加しております。また、国の事業仕分け結果により、地域新エネルギービジョン策定等事業委託料150万円、築礎造成工事980万円をそれぞれ減額計上しております。

なお、歳入と歳出の調整につきましては、財政調整基金からの繰り入れ988万3,000円を繰り入れることにより行っております。

議案第50号平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,839万9,000円とするものであります。

補正予算の内容としては、国民健康保険法施行令の改正により倒産・解雇等、非自発的に失業し国保に加入された方が安心して医療が受けられるように国保税の7割軽減措置を講ずるため、システム改修委託料145万円を計上するものであります。

なお、財源は国庫支出金の特別財政調整交付金で全額措置されるものであります。

議案第51号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,111万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,446万1,000円とするものであります。

補正予算の内容としては、国土交通省の国道7号象潟歩道工事に伴う下水道マンホールの高さ調整を行うための工事費と、鈴中継ポンプ場の用地購入費を計上するものでございます。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については担当の部長等が行いますので、よろしく御審議をいただき可決決定くださるようお願いをいたします。以上でございます。

議長(佐藤文昭君) これから担当部長の補足説明を行います。

初めに、報告第4号について、総務部長。

総務部長(齋藤隆一君) 報告第4号繰越明許費の報告についての補足説明をいたします。

一般会計の4款1項保健衛生費の保健福祉施設整備事業におきまして、議決をいただいた繰越明許費よりも翌年度繰越額が8万5,000円少なくなっております。これは、総合福祉交流センタースマイルの浴室整備に係る設計委託料を平成21年度において支出したことによるものでございます。

他の事業につきましては一般会計、公共下水道特別会計とも議決をいただいたとおりの繰越計算書となっております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 次に、報告第5号について、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 報告第5号事故繰越しの補足説明を行います。

築磯造成工事については、石の運搬、荷おろし、仮置き、海上運搬の台船積み込みは、これまで飛分港を使用してまいりました。この分港の使用については、これまで5年間同じように行われてきたことや飛集落からはこれまで苦情などなかったことから、使用に関して問題ないものとして、飛漁港を使用することで工事に取りかかっております。ただし、石の運搬を開始した直後の9月に飛地区住民の一部 — 正確には2人からなんですけども、荷おろしの際の騒音等の苦情が寄せられました。事情説明後も承諾を得られなかったことから、やむなく金浦本港からの積み出しに変更しております。このことから、金浦本港の使用可能時期や天候の問題から工期を3月19日まで延期し、ぎりぎりまで工事の年度内完成を目指すとともに、もし仮に完成できない場合の繰越についても県と協議を進めてまいりました。実際、この期間で工事ができる静穏な日がなかったことから、年度内完成ができなくなっており、3月15日付で国庫補助事業の繰越の承認手続を取ったところがあります。なお、工事については5月17日に完成検査を終了して引き渡しを受けております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第42号について、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 議案第42号につきましては、提案理由のとおりでございますので補足はございません。なお、資料といたしまして候補者の履歴調書を配付してございますので、参考にしてください。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第43号について、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 議案第43号平成22年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及びその承認について、補足説明をいたします。

専決第4号平成22年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）を御覧願いたいと思います。

初めに歳入でございます。6ページ目をお開きください。1款1項2目診査支払手数料交付金2節の1万4,000円は、診療報酬支払基金からの過年度分の診査支払手数料交付金でございます。2款1項1目医療費負担金2節の302万3,000円は、平成21年度分の医療費負担金が確定したことによる国庫からの過年度分の負担金でございます。3款1項1目県負担金2節の75万5,000円は、同じく平成21年度分の医療費負担金が確定したことによる県からの過年度分の負担金でございます。

次に、歳出になります。下のほうの7ページになります。2款1項1目償還金23節の1万円は、支払基金からの平成21年度分の医療費交付金超過額の返還に伴うものでございます。2款2項1目28節繰出金20万7,000円は、平成21年度分の医療費負担金が確定したことに伴い一般会計から多く支出した分を一般会計に戻すためのものでございます。3款1項1目予備費4,000円の減額ですが、これは端数処理などに伴う財源調整のためのものでございます。4款1項1目前年度繰上充用金357万9,000円でございますが、平成21年度の老人保健特別会計決算におきまして国・県の医療費負担金分が次年度に回されたことなどから、歳入歳出差引額が市政報告で市長が申されたとおり

357万8,742円の赤字となるために、その不足分を繰上充用するものでございます。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第44号について、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 議案第44号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての補足説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律及び同行施行令、施行規則が平成22年3月31日に公布されまして4月1日から施行されております。このことに伴いまして、にかほ市税条例につきましても一部を改正するものでございます。

なお、4月1日に施行される必要があった部分については3月31日に専決処分をして、さきの臨時議会で報告し、承認をいただいたところでございます。今回御提案の一部改正は、今後施行される部分についての改正でございます。

条例の改正内容について説明をいたします。

議案綴りの9ページを御覧ください。第19条は延滞金についての規定でございますが、地方税法の改正に伴いまして引用している条項に項ずれが生じたので、それを訂正するものでございます。

第31条は市民税の均等割の税率についての規定でございますが、19条と同様に項ずれを訂正するものでございます。

第36条の3の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書についての規定を新たに定めるものでございます。平成22年度課税分から16歳未満の扶養控除が廃止となりまして、今までのように給与支払報告書や確定申告書だけでは扶養者数全体の把握ができなくなります。個々人の非課税限度額を決定するためには扶養者数全体の把握が必要となりますことから、扶養親族申告書を提出していただく制度を新たに設けるものでございます。

第36条の3の3は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についての規定を新たに定めるものでございます。内容は36条の3の2、給与所得者の扶養親族申告書と同じでございます。

11ページを御覧ください。第48条は法人の市民税の申告納付についての規定でございますが、法人税法と地方税法の改正に伴いまして引用条項の項ずれを訂正するものでございます。

第50条は法人の市民税に係る不足税額の納付の手続についての規定でございますが、48条と同様に項ずれの訂正をするものでございます。

第54条は固定資産税の納税義務者についての規定でございますが、地方税法施行規則の改正に伴う項ずれの訂正でございます。

第95条と附則第16条の2は、たばこ税の税率についての規定でございます。マイルドセブンなどの旧3級品以外の紙巻きたばこについては、1,000本当たり「3,298円」の税率を「4,618円」に、エコーなどの旧3級品については「1,564円」を「2,190円」にそれぞれ引き上げるものでございます。税率の引き上げに伴いまして、1箱「300円」のたばこが「410円」に、「180円」のものが「240円」となる予定となっております。今回の税率改正によって、たばこ税は年間約2,000万

円の増収になるものと見込んでおります。

附則第 19 条の 3 は、非課税口座内上場株式の譲渡に係る市民税の所得計算の特例についての規定を新たに設けるものでございます。非課税口座で管理されている上場株式等については、毎年、新規投資額で 100 万円を上限としまして 10 年以内に支払いを受ける配当益と譲渡益に対しては個人住民税を課さないとするものでございます。

この条例は公布の日から施行します。ただし、附則第 1 条各号に記載の規定につきましては、それぞれ 10 月 1 日、平成 23 年 1 月 1 日、平成 25 年 1 月 1 日からの施行となります。また、市民税に関する経過措置と、たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 45 号について、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 議案第 45 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、補足説明いたします。

議案綴りの 17 ページと 18 ページを御覧願いたいと思います。今回の改正の主な内容について御説明申し上げたいと思います。

現在の国保税の課税限度額「59 万円」から「63 万円」に引き上げるもので、基礎課税額医療分、これは 3 万円引き上げし「50 万円」に、後期高齢者支援金分、これにつきましては 1 万円引き上げして「13 万円」とする改正の内容となっております。

二つ目の改正でございますが、国保税は前年の所得で算定されることとなっておりますが、特定離職者の非自発的失業者に対する保険料の 7 割軽減策といたしまして、今年度からは前年の給与所得を 100 分の 30 とみなして算定することにより、保険料の大幅な軽減を図るため改正を行うものでございます。

なお、附則の改正は、租税条約等の実施に伴う所得税法として語句の訂正を行うものでございます。

また、これまで国保から後期高齢者医療制度に移行することに伴い、残される被扶養者の国保加入者に対しましては資格取得から 2 年間は所得割は賦課されず、また、均等割も半額とされておりましたが、この特例の期限が切れることによる改正となっております。このため、条項等の改正をお願いするものとなっております。このために一つ目と二つ目の保険料の軽減の特例の改正については、施行期日の公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用するものとしてございます。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 46 号について、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） にかほ市には 3 つの区域がこの風致地区として指定されております。仁賀保地区に 2 つ、金浦地区が観音瀧、竹嶋瀧を含めた 1 区域として指定されております。この風致地区内における建築等の行為について、市長の許可を受けることを要しない国等の機関として 8 つの独立行政法人と 2 つの公社が列記されておりますが、このうち第 9 号の秋田県住宅供給公社が挙げられております。これについては平成 22 年 3 月末で解散いたしましたことから、この公社を除くための条例改正であります。以上です。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 47 号について、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 議案第 47 号土地の処分についての補足説明をいたします。

現在、一般国道 7 号象潟仁賀保道路の整備工事と用地買収が行われておりますが、当該議案の道路用地につきましては 5 月 11 日付で秋田河川国道事務所から用地取得の協議があったものでございます。金浦インターチェンジから象潟インターチェンジ間の山林原野等 83 筆、8 万 475.03 平方メートル、売り払い金額は 1 億 3,105 万 2,958 円でございます。筆数が多くて 1 筆ごとの図面をお示することができませんので、場所等が確認できます簡易な図面 — これでございます、後で御確認ください。これと、それから所有の形態ごとに字、地番、地籍、地目、面積、金額を記載しました資料 — これになります。これを配付してございますので御確認いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 48 号について、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 市長の提案説明のとおりであり、補足説明はございません。

議長（佐藤文昭君） ここで所用のため 10 分間休憩します。開会を 11 時 20 分とします。

午前 11 時 06 分 休 憩

午前 11 時 19 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 49 号について、総務部に関することは総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 議案第 49 号平成 22 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）の総務部関係の主なものについて補足説明をいたします。

9 ページをお開きください。16 款 2 項 1 目の不動産売払収入でございます。1 節の土地売払収入は、議案第 47 号土地の処分についての売払金額のうち持ち分が 100%の純然たる市有地の分でございます。先ほどの資料にありますとおりに金浦字藤掛 38 地 2 号ほか 23 筆、面積が 2 万 2,703.63 平方メートルで、売り払い金額は 3,258 万 1,572 円でございます。3 節の上浜地区財産売払収入は立木の売払収入でございます。象潟町関字道中背 1 番 1 号、1 番 2 号のアカマツを 1,372 立方メートル、これを本荘由利森林組合に 115 万 5,000 円で売却したものでございます。4 節の上郷地区財産売払収入は、議案第 47 号の売り払い金額のうち旧上郷財産区有地に係る分でございます。資料にありますとおりに象潟町小滝字重石 7 番 1 号のうち 5,228.53 平方メートル、売り払い金額は 731 万 9,942 円でございます。5 節の金浦地区入会地売払収入は、議案第 47 号の売払収入のうち金浦地区の入会地に係る分でございます。内訳は、これも資料にありますとおりに大竹集落入会地が大竹字大鈴 70 番 2 号ほか 53 筆、面積が 4 万 9,711.38 平方メートル、売り払い金額は 8,718 万 7,358 円。前川集落入会地が前川字堺田 38 番のうち 2,360.88 平方メートル、売り払い金額は 330 万 5,232 円。赤石集落入会地が金浦字藤掛 59 番 1 号のうち、ほか 2 筆、面積が 470.61 平方メートル、売り払い金額が 65 万 8,854 円でございます。売払収入の総額は 9,115 万 1,444 円でございます。

10 ページをお開きください。18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金の 988 万 3,000 円は、歳入と歳出

の調整を行うために基金から繰り入れるものでございます。20 款 4 項 6 目雑入の建物災害共済金 2,814 万円は、火災によって焼失しました市営住宅高森 8 号棟の共済金でございます。支障物件等補償費の 602 万 2,000 円は、国土交通省による高速道路用地の買収に伴う立木等の補償費などでございます。

11 ページを御覧ください。歳出でございます。2 款 1 項 1 目一般管理費の非常勤公務災害負担金 184 万円は、昨年 11 月 28 日に発生しました臨時職員の公務災害に対する特別負担金でございます。4 目財産管理費の支障物件移転業務委託料 213 万 6,000 円は、高速道路用地として売却した持ち分が 100%の市有地部分にある立木や工作物などの支障物件を移転するための業務委託料でございます。5 目上浜地区財産運営費の分与金 109 万 8,000 円、6 目上郷地区財産運営費の分与金 666 万 8,000 円、7 目金浦地区入会地財産運営費の入会地交付金の 8,391 万 1,000 円につきましては、歳入で申し上げました不動産売払収入と支障物件等補償費を関係集落に分与交付するものでございます。上浜地区の立木につきましては、契約によりまして 95%の分与となっております。旧上郷財産区につきましては、条例によりまして 90%の分与となっております。金浦地区の入会地につきましては、慣行によりまして 90%の分与となっております。9 目企画費の 13 節委託料、地域新エネルギービジョン策定等事業委託料が 150 万円の減額補正でございます。事業の推進母体であります独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構、ここの業務が政府与党の事業仕分けによって縮小されたとのことございまして、当初 600 万円の補助金が 150 万円減額の 450 万円になる見込みでございます。これに伴いまして歳出委託料につきましても減額をするものでございます。14 節使用料及び賃借料の各種使用料 113 万 4,000 円は、光ファイバー網整備事業に伴いまして東北電力の電柱を使用することに対する共架料でございます。新たに 1,000 本の電柱を使用することとなります。11 目の交流促進事業費の 19 節ショウニー市姉妹都市交流 20 周年記念市民訪問団受入事業補助金の 106 万 5,000 円は、交流 20 周年を記念してショウニー市民 10 名の訪問団が 8 月 4 日から 9 日まで 6 日間、にかほ市を訪れますが、受け入れのための事業費と記念式典のための費用でございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 続きまして、市民福祉部関係について補足説明をいたします。

初めに歳入でございます。8 ページをお開きください。15 款 2 項 2 目民生費県補助金 2 節の放課後児童健全育成事業費補助金 39 万円は、小小学童保育クラブの実施に係る県補助金で、補助割合は 3 分の 2 以内となっております。4 節の難聴児補聴器購入費助成事業費補助金、これとすこやか養育支援事業補助金、これは新規の県補助金で 2 分の 1 の補助となっております。3 目衛生費県補助金 1 節地域自殺対策強化事業費補助金 33 万 2,000 円は、秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金を活用して実施されるもので、補助割合は 10 分の 10 となっております。

次に、9 ページになります。15 款 3 項 1 目の総務費委託金 1 節の人権啓発活動地方委託金は、男女共同参画講演会、これに対して 53 万 6,000 円、人権の花運動に対しまして 21 万 4,000 円、合わせた 75 万円が交付されるものでございます。18 款 1 項 1 目特別会計繰入金 1 節の老人保健特別会計繰入金 20 万 7,000 円は、平成 21 年度の老人保健特別会計の医療費負担金の確定から一般会計か

ら多く繰り入れした分を戻すものでございます。

次に、歳出になります。12ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費11節と13節は、いずれも平成22年度に小出小学校と院内小学校で実施する人権の花運動に係る経費でございます。3款1項3目障害者福祉費20節扶助費9万2,000円は、いずれも新たに県が2分の1の補助事業となったもので、難聴児補聴器購入費助成事業は補聴器購入費の3分の2を補助するもので、2台分を見込んでおります。すこやか養成支援事業は、週に1回の児童デイサービス利用者負担分の2分の1を補助するものでございます。3款1項7目福祉施設管理費11節修繕料55万円は、午ノ浜温泉の古くなった玄関床の張りかえを行うためのものでございます。15節の工事請負費335万円は、老人憩いの家「はんの木」のくみ取り式のトイレの悪臭の改善と雨漏りの防止のための屋根の改修工事を実施するためのものでございます。

13ページになります。3款2項1目児童福祉総務費13節放課後児童健全育成事業委託料128万6,000円は、学童保育の設置要望のあった小出地域に、にかほ保育会に業務委託いたしまして7月1日から小出保育園に学童保育を設置するためのもので、そのための委託料となっております。2目児童運営費の19節障害者保育事業費補助金89万円は、秋田県小児療育センターの診断を受けましたにかほ市の児童が保育を受ける石脇東保育園に、基準額により算定した額を補助するための予算となっております。4款1項2目母子保健事業費13節の子宮頸がん予防接種委託料288万円は、市政報告で市長が申されましたとおり、中学生の女子を対象として子宮頸がん予防ワクチンを接種する場合に接種費用の2分の1を新たに市が単独補助するためのものでございます。4目精神保健事業費13節の地域自殺対策緊急強化事業委託料33万3,000円は、相談事業や研修会による自殺予防対策の推進のため、県100%の補助金を活用し、精神保健福祉ボランティア会の会に委託して実施するためのものでございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 次に、産業建設部に関することは産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 産業建設部に関する補足説明を行います。

8ページになります。15款2項4目については、先ほど市長から議案説明並びに市政報告がありましたとおりでございます。

次に、歳出になります。13ページをお開き願います。6款1項3目農業振興費19節今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業補助金544万6,000円の増額は、当初予算計上後に施設や機械導入の事業要望が10件追加されております。これに伴う補助金の増額であります。

14ページ願います。6款2項2目13節委託料については、県道林道太郎ヶ台線開設に伴う支障木の伐採業務委託料400万円であります。次の支障物件移転業務委託料101万8,000円については、日沿道の整備に伴う伐採木の運搬業務の委託であります。3項2目水産振興費19節の沿岸環境・生態系保全活動支援負担金は、農村集落で取り組んでおります農地・水・環境保全向上対策事業の水産版と言ったほうがわかりやすいかと思いますが、秋田の豊かな海を守りはぐくむ環境・生活系保全対策活動に今年から象潟・金浦・平沢の3地区の漁港地区ごとに取り組むことになっておりまして、総事業費1,120万円の4分の1を負担するものでございます。4目については、市長からの市政報告されたとおりでありますので割愛いたします。7款1項2目21節貸付金150万円の追加で

あります。当初予算に1件分の150万円を計上しておりましたが、4月の13日に1件貸し付け決定を行っております。今後の起業者支援のために新たに1件分、補正お願いするものでございます。7款2項1目観光総務費19節の5万3,000円の負担金であります。先ほど市長からも報告ありましたとおり、今年、にかほ市旅館ホテル業組合が設立されております。市の直営施設である鶴泉荘も加入するための負担金であります。

15ページになります。観光地バージョンアップ事業補助金は、商工会及び観光協会と連携し、通過型観光から滞在型観光への対策や冬期間の集客アップを目的に食のアピール、それから中島台への二次交通アクセス対策事業などに助成するもので、実施主体は商工会となります。7款3項2目15節については、高速道路の整備に伴い補償金をもらった水道管の移設工事であります。8款2項2目15節国道7号象潟地区歩道工事に伴い、市が国から占有している排水升や道路照明灯等について歩道計画にあわせて高さ調整や道路照明の移設などを行うための工事請負費でございます。この歩道工事については5月15日号の広報でも紹介しておりますが、国道7号の歩道を歩行者が歩きやすい歩道にするため、拡幅や段差解消を行い、快適で美しい道路空間をつくるものでございます。工事内容としましては、県道象潟矢島線の始点、通称ブルーラインの入り口から象潟シーサイドホテルまでの両側歩道を整備するもので、施工延長は3.2キロメートルとなります。事業費は約5億円でありまして、現況の歩道幅員は2メートルから4メートル前後ありますけれどもバリアフリーを進めるとともに歩道の有効幅員を2メートルに確保し、カラー舗装を行います。また、幅の広い箇所については1メートル程度の植樹帯を設ける工事となります。工事の完成は8月を予定しているようであります。

16ページになります。17節の公有財産購入費100万円は、金浦地区の国道7号バイパスと白瀬南極探検隊記念館に向かう市道下竹嶋潟三嶽前線に囲まれた三角の敷地を自由広場として整備する計画であります。計画区域内に国有財産である水路敷き、面積にして205.87平方メートルあります。この敷地について国から払い下げたい旨の申し出がされていることから、購入費を計上したものでございます。なお、購入単価については財務省の通達、国有財政評価基準に基づき算定されておりまして、1平方メートル当たり4,030円の単価となっております。次に、8款5項2目公営住宅関連施設整備事業費の3,365万9,000円の補正であります。2月7日に被災しました高森8号棟3戸分の再建築工事に係る関係予算でありまして、建築の規模としては木造2階建て1棟201平方メートル、被災した建物と同規模の建築を予定しております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 次に、消防に関することは消防長。

消防長（下居和夫君） 消防関係の歳出について御説明申し上げます。

16ページをお開きください。9款消防費1項1目常備消防費1節報酬7万5,000円は、消防広域化協議会委員4名分の報酬でございます。同じく9節旅費3万円ですが、消防広域化協議会委員に対する費用弁償でございます。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

教育次長（佐藤知公君） 8ページをお開きください。歳入についてであります。上段2項4目の教育費国庫補助金の1節小中学校費補助金の補正は、文部科学省の補助事業が確定したことによ

る理科教育設備整備等にかかわる補助金 264 万円であります。

16 ページをお開きください。10 款教育費の 18 ページまでの歳出についてであります。下段、下のほうですけれども 1 項の 3 目教育助成費の 13 節委託料の補正は、不登校児童・生徒対策として専門的な知識・技能を有する方に指導をお願いするための業務委託料 92 万 5,000 円であります。

次の 17 ページ上段、4 目英語指導助手誘致費の 9、12、19 節旅費、役務費、負担金の補正は、仁賀保中学校の英語指導助手でありますジェームズさんの帰国費用と、新しく来ていただくステファニーさんの入国費用をあわせた 47 万 4,000 円であります。次の中段の 1 目学校管理費の 13 節委託料の補正は、耐震結果に基づく小出小学校体育館の耐震補強工事のための実施設計業務委託料 42 万円であります。同じく 14 節使用料及び賃借料の補正は、象潟小学校公共下水道使用料及び上浜小学校農業集落排水使用料で、両校の下水道接続工事が平成 21 年度末の完成と水道メーターが複数であったことから、当初で見込みの積算ができなかったための各種使用料 52 万 8,000 円であります。次に、2 目教育振興費の 18 節備品購入費の増額補正は、歳入でもお話しいたしましたけれども文部科学省の補助事業確定による小学校分の理科教育設備整備の備品購入 116 万 9,000 円であります。次に、下のほうになりますが 3 項 1 目学校管理費の 7 節賃金の増額補正は、仁賀保中学校校務員の早期退職に伴う臨時職員の雇用のための臨時雇用賃金 108 万 2,000 円であります。同じく 2 目教育振興費の 18 節備品購入費の補正は、中学校分の理科教育設備整備の備品購入費 130 万 9,000 円であります。次に、下段から 18 ページ上段にかけまして 5 目の図書館費 7、8、11 節の賃金、報償費、需要費、消耗品の補正は、図書館のブックスタート事業という今年度の新しい事業の立ち上げと読み聞かせ指導等の内容の充実を図るための経費であります。臨時雇用賃金と新事業指導講師謝礼及びプレゼントする本の選定に伴う 2 冊の本の単価不足分の費用、あわせて 114 万 7,000 円であります。次に、9 目フェライトこども科学館管理費の 19 節負担金補助及び交付金の補正は、8 月 10 日に開催されるロボット小学生大会秋田県にかほ市予選大会に対する補助金 50 万円であります。この大会は、秋田県立大学や T D K などの協力を得て産学官が一緒になって実施するものです。次に、5 項保健体育費屋内運動施設管理費の 13 節委託料の補正は、市長からも説明ありましたがけれども仁賀保・金浦・象潟体育館耐震補強工事の実施設計委託のための委託料 288 万 6,000 円であります。以上です。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 50 号について、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 議案第 50 号平成 22 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）について、補足説明いたします。

補正予算書を御覧ください。初めに歳入です。6 ページをお開きください。4 款 2 項 1 目国庫補助金 1 節財政調整交付金 145 万円は、税条例の改正でも申し上げました特定理由離職者の非自発的失業者に対する保険料の軽減のため、失業者軽減措置対応システムの改修に係る国 100%補助の特別財政調整交付金となっております。

次に、歳出、下のほう 7 ページになります。1 款 1 項 1 目一般管理費 13 節委託料 145 万円は、倒産・解雇・雇いどめなどにより非自発的離職された方の国保税を 7 割軽減するために、既存の国保税関係のシステムを改修するための委託料となっております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 51 号について、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） それでは、議案第 51 号の補足説明を行います。

歳入については、歳出の補正額を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、歳出の 15 節工事請負費です。先ほど一般会計道路橋梁維持費でも御説明いたしましたけども、国道 7 号象潟地区の歩道工事に伴い、市が占用しております下水道用マンホール 122 基について歩道計画にあわせて高さ調整をする工事であります。17 節公有財産購入費であります。これは鈴中継ポンプ場用地の一部 559 平方メートルについて相続等の関係から取得できておりませんでした。このたび用地取得の見込みがついたことから予算計上するものでございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） これで提案理由の説明を終わります。

昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 53 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 42 号監査委員の選任についての質疑、討論、採決を行います。

地方自治法第 117 条の規定によって 11 番竹内睦夫議員の退場を求めます。

休憩します。

午後 1 時 01 分 休 憩

午後 1 時 01 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第 42 号監査委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） これで議案第 42 号に対する質疑を終わります。

これから議案第 42 号監査委員の選任についての討論、採決を行います。

議案第 42 号監査委員の選任については人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

【議場閉鎖】

議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員数は 18 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に、8 番飯尾明芳議

員、9 番佐々木正明議員、10 番小川正文議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

議長（佐藤文昭君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、投票で賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 125 条第 2 項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

【投票箱点検】

議長（佐藤文昭君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

【点呼に応じ各員投票】

議長（佐藤文昭君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

次に、開票を行います。8 番飯尾明芳議員、9 番佐々木正明議員、10 番小川正文議員、開票の立ち会いをお願いします。

【立会人飯尾明芳君、佐々木正明君、小川正文君、立ち会いの上、開票】

議長（佐藤文昭君） 投票の結果を報告します。

投票総数 18 票、有効投票 18 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成 18 票、反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第 42 号監査委員の選任については同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。11 番竹内睦夫議員の復席を求めます。

休憩します。

【議場閉鎖】

午後 1 時 11 分 休 憩

午後 1 時 12 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹内睦夫議員に申し上げます。ただいま議案第 42 号監査委員の選任については同意することに決定しましたので、議長席前の演壇においてごあいさつをお願いいたします。

【11 番（竹内睦夫君）登壇】

11 番（竹内睦夫君） ただいま皆様方の御推挙により監査委員に選任されたということで、大変ありがたく、また非常に身の引き締まる思いでいっぱいでございます。私、旧仁賀保町の時代にも監査委員を務めさせていただいておりましたけれども辛口の監査委員ということで通っておりますので、今後とも是々非々の立場で市の発展のために一生懸命頑張ってまいりたいと、このように思いますので、皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。（拍手）

議長（佐藤文昭君） 次に、日程第 16、議提第 8 号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18 番佐藤元議員の説明を求めます。18 番佐藤元議員。

【18 番（佐藤元君）登壇】

18 番（佐藤元君） それでは、にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。平成 22 年 6 月 4 日。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市市議会議員佐藤元。賛成者、にかほ市市議会議員村上次郎、同じく奥山収三、同じく伊藤知、同じく小川正文、同じく池田好隆。

3 月定例会においてにかほ市組織条例の一部が改正されたことに伴い、委員会条例も改正するものであります。内容は、部の名称を改めるものです。詳細は別紙を参照していただきたいと思います。以上。

議長（佐藤文昭君） これから議提第 8 号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第 8 号についての質疑を終わります。

これから議提第 8 号の討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。

これから議提第 8 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第 8 号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1 時 17 分 散 会